

全建労発第50号  
令和8年2月4日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 今井 雅則  
〔 公 印 省 略 〕

建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について（周知依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。本会の活動につきましては日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省及び国土交通省より、別添のとおり建設業の働き方改革等の実現に向けた取組の実施について協力依頼の通知がありました。

本通知は、建設業における時間外労働の上限規制の適用及び改正建設業法等の完全施行を踏まえ、持続可能な建設業の実現に向け、適正な工期の確保、建設労働者の処遇改善並びに労働災害防止等について、業界全体での一層の取組を求める内容となっております。

本通知では、自然条件等を考慮した適正な工期設定の重要性や、著しく短い工期による契約の禁止、資材価格の高騰等が生じた場合の工期及び請負代金の変更に係る協議の必要性が示されております。また、技能労働者を中心とした処遇改善の観点から、通常必要と認められる労務費を確保した適正な見積及び契約の締結が求められております。

更に、建設業における労働災害防止の徹底に加え、一人親方を含む個人事業者に対する安全衛生対策や、熱中症の重篤化防止に向けた対応についても、十分な配慮が必要とされております。

つきましては、貴協会におかれましても、本通知の趣旨をご理解いただき、会員企業に対し周知を図っていただくとともに、関係する取組の推進についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

（担当：労働部 吉田）

基 発 0 1 2 9 第 9 0 号  
国 不 建 第 1 6 5 号  
令 和 8 年 1 月 2 9 日

建設業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長  
国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

### 建設業の働き方改革等の実現に向けた取組について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政及び建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設業においても、令和6年4月から時間外労働の上限規制（以下「上限規制」という。概要は参考1のとおり。）が適用されましたが、これまでの働き方改革の取組によって、建設業の労働時間は大きく短縮したものの、全産業に比べるとなお長くなっています。また、建設業では就業者の高齢化も進み、将来の担い手確保も懸念されており、働き方改革の推進や処遇の改善が必要不可欠です。

こうした課題に対応し、持続可能な建設業を実現して、そのために必要な担い手を確保することを目的とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下、「改正法」という。）が、令和7年12月12日から完全施行されました。（参考2）

厚生労働省と国土交通省では、引き続き、特設サイト「はたらきかたススメ」(<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>) や「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>) 等を通じて、改正法の内容も含め、適正な工期設定や建設業で働く方の労働環境の改善に向けた取組について周知を図ってまいります。

つきましては、貴職におかれましても、適正な工期の確保、建設業で働く方の処遇改善に向けて、下記の点につき、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

併せて、各構成員に対しても、上記特設サイト及びポータルサイトを周知いただくとともに、下記の点について御理解と御協力を得られるよう、お力添えをお願いいたします。

## 記

### 1 建設労働者の長時間労働の改善に向けた適正な工期設定について

建設労働者の長時間労働の改善に向けて建設業者による生産性向上などの自助努力とあわせて、発注者の理解と協力を得ながら適正な工期設定への取組を進めていくことが不可欠です。

今般施行された改正法により、これまで発注者のみに禁止されていた著しく短い工期による請負契約の締結(契約変更時含む。)について、新たに受注者にも禁止されることになりました。また、改正法では適正な金額や工期による見積もりの作成に努めるよう求められていることから、請負契約締結や変更に伴う工期の見積もりに際しては、令和6年3月27日に改定された「工期に関する基準」(参考3)において、工期設定において考慮すべき事項として示されている、猛暑日、降雨日・降雪日、河川の出水期や寒冷・多雪地域における冬季休止期間など自然的要因における不稼働や上限規制等を踏まえて、上限規制を遵守した適正な工期が確保された見積りの作成、請負契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

また、令和6年12月の改正法の施行により、資材価格の高騰や労務の供給不足等があった際の工期等の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における工期変更に関する協議を円滑化させるための新ルールが設けられております。工期等の変更に係る条項の具体的な中身については、令和7年12月2日の建設工事標準請負契約約款等の改正により新たに規定された内容をご確認いただき、資材価格の高騰等があった場合には注文者に対し協議の申出をいただき工期等の変更に係る協議を行っていただくなど、下請まで適正な工期が確保されるよう努めていただくようお願いいたします。

### 2 建設労働者の処遇改善について

令和7年10月1日から順次、地域別最低賃金が改定され、全国加重平均で6.3%引き上げられたところですが(参考4)、建設業の将来の担い手確保には、長時間労働の改善とともに、建設労働者、特に技能労働者の処遇改善に向けた更なる賃上げが必要です。

今般、改正法の施行により、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金として支払われるよう、中央建設審議会が「労務費に関する基準」(参考5)を作成・勧告することとされるとともに、これによって示される「通常必要と認められる労務費」を著しく下回る見積り・契約締結が禁止されました。また、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結について、新たに受注者にも禁止されることになりました。

加えて、1のとおり、令和6年12月の改正法の施行により、資材価格の高騰等があった際の請負代金の変更に係る条項が契約の法定記載とされ、受注者と注文者間における価格転嫁に関する協議の円滑化に向けた新ルールが設けられ、令和7年12月2日には建

設工事標準請負契約約款等が改正され、契約変更請求ができるケースが拡充されるなど新たに規定が追加されたところです。

つきましては、受注者と注文者間においては、契約締結前には労務費等の内訳を明示した見積書の作成と見積書を踏まえた発注者間の協議を通じて注文者から適正価格での請負契約を締結いただき、資材費等の変動があった場合には注文者に対し協議の申出をいただき価格転嫁に係る協議を行っていただくなど、現場を支える建設労働者の隅々まで適正な水準の賃金が支払われるよう努めていただくようお願いいたします。

### 3 建設労働者の労働災害防止について

#### (1) 労働安全衛生法の改正等

建設業における労働災害は減少傾向にありますが、労働災害による死亡者数は、いまだに建設業が最も多い状況にあり(令和6年の労働災害による死亡者数は全産業746名中、建設業で232名)、引き続き労働災害の防止の徹底が求められています。

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第3条第3項の規定では、請け負った仕事の一部を協力会社に請け負わせる場合も含め、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、作業方法、工期、納期等(請負金の費目等を含む)について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないよう配慮しなければならないこととされています。

また、令和7年5月の労働安全衛生法の改正により、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業者等についても、労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体と位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置が定められ、令和7年5月14日(公布日)から段階的に施行されています。(参考6)

これにより、「建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者」が仕事を注文する際、①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等を指定する場合には、当該指定が「安全で衛生的な作業の遂行」に影響を及ぼすことがあることから、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること、また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講や機械等の検査等に要した費用についても、当該費用のうち、当該教育・研修や検査の有効期間を受注した仕事に要する期間で按分した金額を安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であることとされております。

なお、注文内容の変更に伴って、教育・研修や機械等の検査等が新たに必要となるような場合については、これに要する費用については、注文者が負担することが適当であるため、請負金に当該費用を追加するなどの配慮が必要であることとされております。

さらに、「安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件」には、無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等が含まれるものであることとされております。

## (2) 熱中症の重篤化防止

職場における熱中症による死亡者数についても、建設業が最も多い状況にあり（令和6年の職場における熱中症による死亡者数は全産業31名中、建設業で10名）、引き続き熱中症の防止の徹底が求められています。令和7年6月には改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、事業者に対し、①電話等による報告や責任者等による作業場所の巡視等、熱中症のおそれがある作業（労働者だけでなく、労働者と同じ場所で働く一人親方を含む個人事業者も含まれます。）の早期発見のための体制整備、②作業離脱をさせる、救急隊を要請する等、熱中症の重症化を防止するための措置の実施手順の作成、③これらの体制及び手順の関係作業員への周知を行うことが義務付けられました。（参考7）

これらの改正事項を含め建設業における労働災害防止対策の徹底をお願いします。

## (3) 工期に関する基準等

「工期に関する基準」において、建設工事に当たっては、労働安全衛生法等を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで施工の安全性を確保することが必要であり、受発注者間における契約の締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間や経費が適切に確保されることが必要であるとされています。

そのため、発注者団体に対して、契約締結に際しては受注者からの見積書に基づきながら、請負代金に安全衛生経費として必要な金額が設定されるよう、また、工期に労働安全衛生法等で定める基準等を遵守した安全衛生設備等の準備に必要な期間や猛暑日等の自然要因における不稼働を考慮した期間の確保がなされるよう、協力を依頼しているところです。なお、猛暑に対処するための支援として、国土交通省において、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援するメニューとして「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」（参考8）をとりまとめています。猛暑環境下における安全及び健康の確保に必要な期間や経費を適切に計上するにあたっては、本パッケージの内容も参照いただくようお願いいたします。

また、安全衛生経費については、令和5年8月に各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表」の作成、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成を依頼しているところです。これに加えて改正法により、安全衛生経費が建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づく見積書における内容明示の対象とされたところ、2に示す「労務費に関する基準」における安全衛生経費に係る考え方も踏まえつつ、適切な安全衛生経費の確保に取り組んでいただくようお願いいたします（参考9）。

(参考1) 建設業における時間外労働の上限規制について

## 建設業で働く方の時間外労働の上限規制

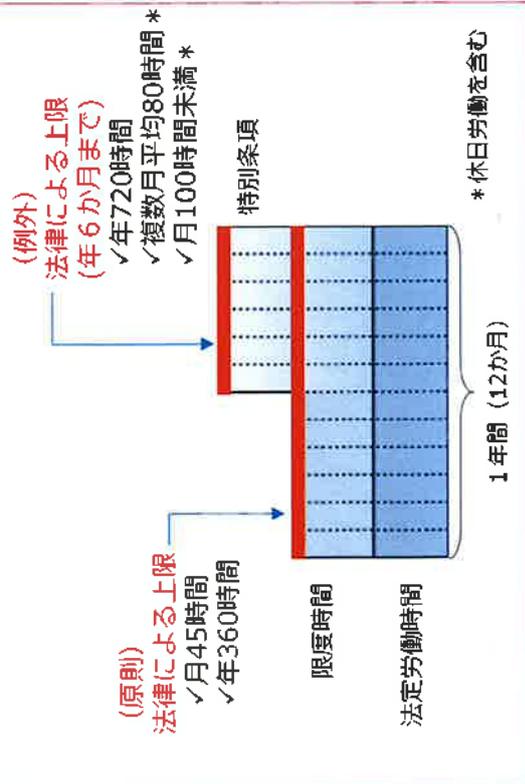
R6年3月31日まで

上限なし ※大臣告示(限度基準告示)の適用なし

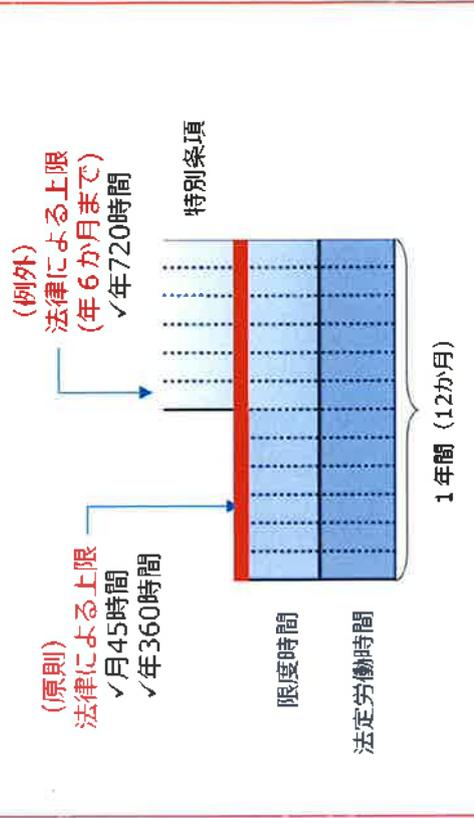


R6年4月1日以降

○建設事業(一般の業種と同じ規制を適用)



○災害における復旧及び復興の事業(労基法第139条第1項)  
(一部規制が適用されない)



※ 災害における復旧・復興の事業では、

・複数月平均80時間\*

・月100時間未満\*

とする規定は適用されない

\* 休日労働を含む

詳細は、「建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>) もご参照ください。

## 労働基準法第33条第1項について

- 労基法第33条第1項（災害など臨時の必要がある場合の時間外労働等）と労基法第36条（36協定による時間外労働等）は、それぞれ独立した労基法第32条（労働時間）及び第35条（休日）の免罰規定であり、労基法第33条第1項に基づき労働基準監督署長に許可申請等を行った場合は、**36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。**

### 労働基準法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受けない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならぬ。

### 労働基準法第33条第1項の許可基準の概要

- **単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めない。**
- **地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の人命又は公益を保護するための必要は認める。** など

※ 除雪作業や、防疫作業を行う場合にも、労基法第33条第1項を適用することができる。

## 労働基準法第33条第1項と第139条第1項の違いについて

	労働基準法第33条第1項	労働基準法第139条第1項
対象	災害その他避けることのできない事由 によって、臨時の必要がある場合	災害における復旧及び復興の事業
手続	事前の許可又は事後の届出	36協定を届出
効果	36協定で定める限度と別に 時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める範囲内で 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制 の取扱い	適用なし	【適用なし】 ・単月100時間未満 ・複数月平均80時間以内 【適用あり】 ・年720時間の上限 ・月45時間超は6か月の限度

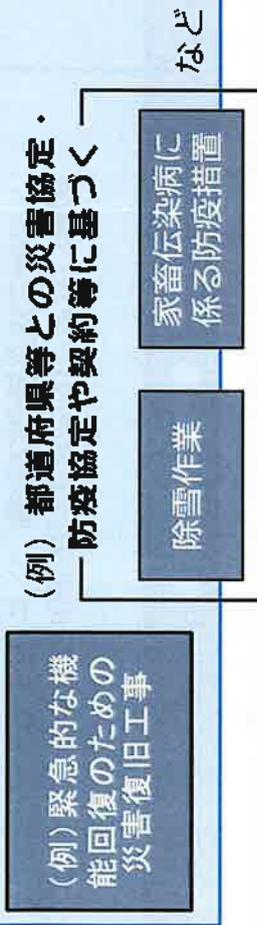
## 労働基準法第33条第1項と第139条第1項の関係図（イメージ図）

- 労基法第139条第1項は災害の復旧・復興に関する工事については事業の段階を問わず適用可能。
- 一方、労基法第33条第1項は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に適用できるものであり、災害からの緊急的な機能回復を図るための復旧工事などに限られる。

### 労基法第139条第1項の対象 (災害における復旧および復興の事業)

#### 災害復旧事業

災害復旧事業のうち、  
労基法第33条第1項の対象



(例) 緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される被災した施設を原形に復旧する工事 など  
※労基法第33条第1項の対象とはならない

#### 災害復興事業

(例) 復興事業段階の工事

※労基法第33条第1項の対象とはならない



（参考3）「工期に関する基準」について

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

### 第1章 総論

#### (1) 背景

#### (2) 建設工事の特徴

- (i) 多様な関係者の関与
- (ii) 一品受注生産
- (iii) 工期とコストの密接な関係

#### (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

- (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
- (ii) 公共工事における考え方
- (iii) 下請契約

#### (4) 本基準の趣旨

- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

### 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、霧霽日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間  
 建設業の短い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約  
 スケジュールにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、  
 分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに  
 要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、  
 安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、  
 適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

### 第5章 仮設労務・技能者確保に当たっての取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、  
 施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるもの  
 を優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

### 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (viii) 仕上工事
  - (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原形復旧条件

### 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

### 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応  
 駆け込みホットラインの活用
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応  
 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し  
 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

# 工期に関する基準 改正の概要 (令和6年3月)



国土交通省

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、**時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出**するよう努める。

・発注者<sup>※</sup>は、受注者や下請負人が**時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意**する。

・発注者<sup>※</sup>は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による**見積り**が提出された場合、**内容を確認し、尊重**する。

<sup>※</sup>下請契約における注文者も同じ

・**自然要因(猛暑日)**における**不稼働を考慮して工期設定**。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に**必要な経費は請負代金の額に反映**する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業団体の取組事例等を更新。

(参考4) 最低賃金の改定について

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率【%】	発効日
北海道	1,075 ( 1,010 )	65	6.4	令和7年10月4日
青森	1,029 ( 953 )	76	8.0	令和7年11月21日
岩手	1,031 ( 952 )	79	8.3	令和7年12月1日
宮城	1,038 ( 973 )	65	6.7	令和7年10月4日
秋田	1,031 ( 951 )	80	8.4	令和8年3月31日
山形	1,032 ( 955 )	77	8.1	令和7年12月23日
福島	1,033 ( 955 )	78	8.2	令和8年1月1日
茨城	1,074 ( 1,005 )	69	6.9	令和7年10月12日
栃木	1,068 ( 1,004 )	64	6.4	令和7年10月1日
群馬	1,063 ( 985 )	78	7.9	令和8年3月1日
埼玉	1,141 ( 1,078 )	63	5.8	令和7年11月1日
千葉	1,140 ( 1,076 )	64	5.9	令和7年10月3日
東京	1,226 ( 1,163 )	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 ( 1,162 )	63	5.4	令和7年10月4日
新潟	1,050 ( 985 )	65	6.6	令和7年10月2日
富山	1,062 ( 998 )	64	6.4	令和7年10月12日
石川	1,054 ( 984 )	70	7.1	令和7年10月8日
福井	1,053 ( 984 )	69	7.0	令和7年10月8日
山梨	1,052 ( 988 )	64	6.5	令和7年12月1日
長野	1,061 ( 998 )	63	6.3	令和7年10月3日
岐阜	1,065 ( 1,001 )	64	6.4	令和7年10月18日
静岡	1,097 ( 1,034 )	63	6.1	令和7年11月1日
愛知	1,140 ( 1,077 )	63	5.8	令和7年10月18日
三重	1,087 ( 1,023 )	64	6.3	令和7年11月21日
滋賀	1,080 ( 1,017 )	63	6.2	令和7年10月5日
京都	1,122 ( 1,058 )	64	6.0	令和7年11月21日
大阪	1,177 ( 1,114 )	63	5.7	令和7年10月16日
兵庫	1,116 ( 1,052 )	64	6.1	令和7年10月4日
奈良	1,051 ( 986 )	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 ( 980 )	65	6.6	令和7年11月1日
鳥取	1,030 ( 957 )	73	7.6	令和7年10月4日
島根	1,033 ( 962 )	71	7.4	令和7年11月17日
岡山	1,047 ( 982 )	65	6.6	令和7年12月1日
広島	1,085 ( 1,020 )	65	6.4	令和7年11月1日
山口	1,043 ( 979 )	64	6.5	令和7年10月16日
徳島	1,046 ( 980 )	66	6.7	令和8年1月1日
香川	1,036 ( 970 )	66	6.8	令和7年10月19日
愛媛	1,033 ( 956 )	77	8.1	令和7年12月1日
高知	1,023 ( 952 )	71	7.5	令和7年12月1日
福岡	1,057 ( 992 )	65	6.6	令和7年11月18日
佐賀	1,030 ( 956 )	74	7.7	令和7年11月21日
長崎	1,031 ( 953 )	78	8.2	令和7年12月1日
熊本	1,034 ( 952 )	82	8.6	令和8年1月1日
大分	1,035 ( 954 )	81	8.5	令和8年1月1日
宮崎	1,023 ( 952 )	71	7.5	令和7年11月16日
鹿児島	1,026 ( 953 )	73	7.7	令和7年11月1日
沖縄	1,023 ( 952 )	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 ( 1,055 )	66	6.3	-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

# 労務費に関する基準 概要



(参考5)「労務費に関する基準」について

○「労務費に関する基準」は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討
  - ①経緯
  - ②労務費に関する基準の位置づけ

## 第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

- (1) 基本的な考え方
  - ①適正な労務費の水準
  - ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点
- (2) 職種分野別の基準値
  - ①基準値の位置づけ
  - ②基準値の定め方
  - ③基準値の決定と改定の手続き

## 第3章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像
- (2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組
  - ①基本的な考え方
  - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理
  - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進
  - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化
  - ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督
- (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組
  - ①基本的な考え方
  - ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保
  - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供
  - ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
- (4) 公共工事における上乗せの取組

## 第4章 その他

- (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のもの見積りに係る取扱い
- (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応
- (3) 基準の見直し

## 第5章 結びに

(参考6) 労働安全衛生法の改正（個人事業者等の安全衛生対策の推進）

事業主・労働災害防止団体の皆さま

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

## (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

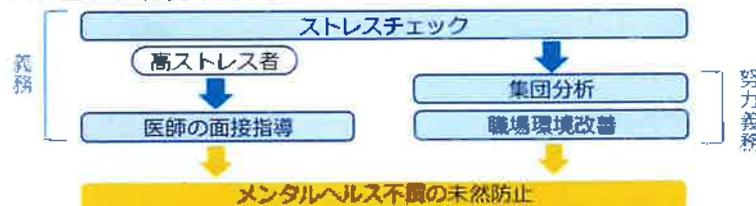
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。



(参考7) 労働安全衛生規則の改正 (熱中症の重篤化防止)

「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」

# 職場における熱中症対策の強化について



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない (重篤化させない) ための適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。

**1** 「熱中症の自覚症状がある作業着」や「熱中症のおそれがある作業着を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業着への周知。

※報告を受けるだけでなく、現場環境やパディットの着用、ウェアラブルデバイス等の活用や風方向での定着確認などにより、熱中症の症状がある作業着を積極的に把握するように努めましょう。

**2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業着への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

## 建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

### 【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 地域の実情や現場の状況等に依りて、発注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるように、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

### 来季に向けて実施する具体的な施策・取組

#### 1. 猛暑時間・期間中の作業回避

- (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注
  - ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
  - ・発注者による、猛暑期間の外業を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定
- (1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注
  - ・多様な働き方に向けた取組の効果や必要となる費用・取組の調査を目的とし、試行工事の実施【新規】
- (1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
  - ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
  - ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】
- (1-4) 猛暑時間の施工回避(早朝・夜間施工)
  - ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
  - ・早朝・夜間施工に係る警察や地元への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】
- (1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2~1-3とセット)
  - ・発注者が体制を見通せる工事等での試行
- (1-6) 設計段階での精度向上
- (1-7) 労働実態の把握

### 中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、猛暑日に作業をする必要性の議論

#### 2. 効率的な施工・苦渋作業の軽減・削減

- (2-1) Construction 2.0の推進
  - ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速
- (2-2) 苦渋作業の軽減・削減
  - ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
  - ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
  - ・技術提案評価型S型を活用した、苦渋作業の軽減・削減に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

#### 3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

- (3-1) 熱中症対策に係る経費
  - ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
  - ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】
- (3-2) 直接工事費
  - ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
  - ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

#### 4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

- (4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
  - ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等
- (4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】
- (4-3) 好事例の横展開【新規】



# 建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けた取組の経緯



国土交通省

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の大前提。
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月閣議決定）に基づき、建設工事における安全衛生経費の適切な支払のための取組として、①確認表と、②標準見積書の作成・普及を推進。

平成28年12月	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 成立
平成29年6月	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（閣議決定） 安全衛生経費については（中略）適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施すること
平成30年～令和4年	建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会
令和4年～	安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG
令和5年8月	<b>取組①</b> 「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」及び「説明書」を公表 → 建設業者団体に作成・活用を依頼
令和6年3月	<b>取組②</b> 「安全衛生経費を内訳明示した見積書の作成手順」を公表 → 建設業者団体に「標準見積書」の作成・活用を依頼

## 取組① 安全衛生対策項目の確認表

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「確認表」を作成
- ・ 見積条件の提示の際に、安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を元請・下請間において確認

## 取組② 安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書

- ・ 各専門工事業団体において、工事の特徴を踏まえ工種ごとに「標準見積書」を作成
- ・ 下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、従来の総額によるものではなく、その中に含まれる安全衛生経費を内訳として明示



安全衛生経費の適切な支払い





